

平成26年報告書に提言された取組のうち、  
回収率目標達成アクションプラン以外の  
取組状況について

平成29年1月20日  
経 済 産 業 省  
環 境 省

## 2. 特定家庭用機器廃棄物の適正処理における具体的な施策

	平成26年報告書の記載	工程表に示された工程(平成27年度)	工程表に示された工程(平成28～30年度)	関連資料
		平成27年度実施状況	平成28年度実施状況	
(2) 不法投棄対策及び離島対策の実施	不法投棄され、市町村が回収した特定家庭用機器廃棄物について、廃棄物処理法に基づき、製造業者等の委託先であるリサイクルプラントに引き渡し、処理すること等を通じて、国は不法投棄に係る市町村の負担軽減を図るべきである。	<p>環境省は、自治体に対する周知の実施 経済産業省は、リサイクルプラントに対する周知の実施</p> <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該手法に関する具体的な運用を検討し、当該スキーム案を前合同会合で報告</li> </ul>	<p>経済産業省・環境省は、当該運用の活用状況について、適宜合同会合で報告</p> <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該手法に関して、平成28年4月に全国の市町村及びリサイクルプラントへ周知</li> <li>平成28年12月末現在、43市町村から申請があった。</li> </ul>	—
(4) 廃棄物処分許可業者による処理状況等の透明性の向上	廃棄物処分許可業者による特定家庭用機器廃棄物の処理状況等について、国は、自治体に対して、廃棄物処分許可業者による廃棄物の適正処理の状況に係る他の情報を活用しつつ、特定家庭用機器廃棄物を処分している事業者への報告徴収・立入検査を通じ、廃棄物処理法の告示に基づいて処分が行われているか定期的に確認するよう周知するとともに、その結果をとりまとめて公表すべきである。	<p>環境省は、都道府県・政令市に対して、特定家庭用機器廃棄物を処分している産業廃棄物処分許可業者の適正処理の状況を調査し、毎年度合同会合で報告</p> <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種リサイクル法に関する自治体向け説明会等で周知した。</li> <li>産業廃棄物処分許可業者及び一般廃棄物処分許可業者の処理状況の把握・指導について都道府県・政令市の部局長に文書を配布し、口頭で説明した。</li> <li>産業廃棄物処分許可業者の適正処理の状況の調査結果を前合同会合で報告</li> </ul>		資料 4-1、 4-2
	特に、フロン類については、その回収量等を把握する方策について、国は検討すべきである。	<p>環境省は、特定家庭用機器廃棄物を処分している産業廃棄物処分許可業者のフロン回収量の把握方策について検討し、回収量等について適宜合同会合で報告</p> <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記産業廃棄物処分許可業者の適正処理の状況に併せてフロン回収量等の結果を前合同会合で報告</li> </ul>		

### 3. 家電リサイクルの一層の高度化に向けた具体的な施策

	平成26年報告書の記載	工程表に示された工程(平成27年度)	工程表に示された工程(平成28～30年度)	関連資料
		平成27年度実施状況	平成28年度実施状況	
(1)再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進	<p>家電リサイクル法においては、「再商品化」を、機械器具が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、①自らこれを製品の部品又は原材料として利用する行為、又は②これを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為と定義している。</p> <p>家電リサイクルの質を担保していく観点から、国は、これらの部品及び材料の分離等に関する望ましい取組について、製造業者等に対してガイドラインを示すべきである。</p>	<p><b>経済産業省・環境省</b>は、製造業者等に対する<b>通知(ガイドライン)</b>を策定</p> <p>合同会合で<b>経済産業省・環境省</b>は、<b>ガイドライン</b>について報告</p> <p><b>【国】</b>                      ・平成28年1月、再商品化等ガイドライン(※)を製造業者等へ通知し、前合同会合において説明を実施                      ※以下の項目について、「遵守すべき事項」と「望ましい取組に係る事項」とを規定                      ①再商品化等の実施                      ②譲渡先                      ③作業環境・安全衛生                      ④その他</p>	<p><b>製造業者等は、ガイドラインに基づき再商品化を実施</b></p> <p><b>【製造業者等】</b>                      ・製造業者等は、ガイドラインに沿って再商品化等を実施している。</p>	—
	<p>再商品化率については、法定の水準と製造業者等が実際に達成している水準との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう、国は法定の水準を引き上げるべきである。</p>	<p><b>経済産業省・環境省</b>は、再商品化率の実績等について<b>毎年度合同会合で報告</b></p> <p><b>【国】</b>                      ・再商品化率の実績等について把握し、合同会合で報告</p>	資料2	

### 3. 家電リサイクルの一層の高度化に向けた具体的な施策

	平成26年報告書の記載	工程表に示された工程(平成27年度)	工程表に示された工程(平成28～30年度)	関連資料
		平成27年度実施状況	平成28年度実施状況	
(1)再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進	<p>今後ともリサイクルの「質」を高めていく観点から、国は、再商品化率に加えて再資源化率の把握に努めるとともに、重要な金属や素材の一層の分別回収や水平リサイクルを促進すること等、製造業者等による高度なりサイクルの取組を促進することを基本方針に位置づけ、その取組を本合同会合において評価すべきである。</p>	<p><b>経済産業省・環境省は、製造業者等に対して再資源化率について調査を実施</b></p> <p>【国】                      ・製造業者等に対して平成26年度の再資源化率について調査を実施し、その結果は以下のとおりであった(熱回収も含む)。                      エアコン…93%                      ブラウン管テレビ…93%                      液晶式・プラズマ式テレビ…96%                      冷蔵庫・冷凍庫…88%                      洗濯機・衣類乾燥機…89%</p>	<p><b>経済産業省・環境省は、再資源化率の調査結果について、毎年度合同会合で報告</b></p> <p>【国】                      ・製造業者等に対して平成27年度の再資源化率について調査を実施し、その結果は以下のとおりであった(熱回収も含む)。                      エアコン…95%                      ブラウン管テレビ…96%                      液晶式・プラズマ式テレビ…96%                      冷蔵庫・冷凍庫…92%                      洗濯機・衣類乾燥機…92%</p>	—
	<p>国は、循環型社会の形成に向けて、製造業者等がリサイクルを実施した後の資源の譲渡先のトレーサビリティを可能な範囲で高めることについて、今後検討していくべきである。</p>	<p><b>経済産業省・環境省は、製造業者等に対して資源の譲渡先のトレーサビリティについて調査を実施</b></p> <p>【国】                      ・資源の譲渡先のトレーサビリティ調査を平成27年度実施し、その結果について公表を行った。</p>	<p><b>経済産業省・環境省は、引き続きトレーサビリティを高める方策について検討</b></p> <p>【国】                      ・トレーサビリティを高める方策について引き続き検討する。</p>	—

### 3. 家電リサイクルの一層の高度化に向けた具体的な施策

	平成26年報告書の記載	工程表に示された工程(平成27年度) 平成27年度実施状況	工程表に示された工程(平成28～30年度) 平成28年度実施状況	関連資料
(2)有害物質について	<p>製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物のリサイクルに当たって、廃棄物処理法等に従い、その部品に含まれるPCBや鉛、水銀といった有害物質について厳格に対応してきたところであり、これらの適正処理の対応状況等について、本合同会合や様々な媒体を通じて、積極的に情報発信を行うべきである。</p>	<p>合同会合で<b>製造業者等</b>は、<b>有害物質管理の取組状況</b>について報告</p> <p>【製造業者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前合同会合で有害物質管理の取組状況について報告を行った。</li> <li>・製造業者等は有害物質を適正に管理しており、平成26年度の回収実績は以下のとおり。</li> </ul> <p>[水銀] エアコン： 14,683台 冷蔵庫： 25,758台 液晶： 113,359Kg</p> <p>[PCB] テレビ： 1,192台 エアコン： 23台</p>	<p><b>製造業者等</b>は、引き続き、有害物質について<b>適正処理及び積極的な情報発信を実施</b></p> <p>【製造業者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業者等は有害物質を適正に管理しており、平成27年度の回収実績は以下のとおり。</li> </ul> <p>[水銀] エアコン： 16,656台 冷蔵庫： 26,788台 液晶： 167,046Kg</p> <p>[PCB] テレビ： 1,109台 エアコン： 23台</p>	—
	<p>特定家庭用機器廃棄物を扱う廃棄物処分許可業者についても、廃棄物処理法に基づく有害物質の適正処理が求められることから、都道府県等は、その対応状況等の実態について適切に把握すべきである。</p>	<p><b>環境省</b>は、産業廃棄物処分許可業者に対する調査において、有害物質の適正処理状況について<b>調査し、毎年度合同会合で報告</b></p> <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度産業廃棄物処分許可業者の適正処理の状況に併せて有害物質の適正処理状況の調査結果を前合同会合で報告</li> </ul>	<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度産業廃棄物処分許可業者及び平成26・27年度一般廃棄物処理許可業者の適正処理に併せて有害物質の適正処理状況の調査結果を本合同会合で報告</li> </ul>	資料 4-1、 4-2
	<p>特定家庭用機器を含む電気・電子機器については、J-MOSSや欧州のRoHS指令への対応等に既に取り組んでいるところであるが、製造業者等は、引き続き、製品設計の段階から有害物質の使用量を可能な限り低減するよう努めるべきである。</p>	<p>合同会合で<b>製造業者等</b>は、<b>有害物質の使用量低減の取組状況</b>について報告</p> <p>【製造業者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前合同会合で有害物質の使用量低減の取組状況について報告を行った。</li> <li>・製造業者等において、製品設計段階からRoHS規制をクリアした部品だけを選択する仕組みを構築し、部品材料の納入段階からRoHS規制6物質の排除を行うなど、有害物質の使用量低減に努めている。</li> </ul>	<p><b>製造業者等</b>は、引き続き、製品設計の段階から<b>有害物質の使用量低減の取組を実施</b></p> <p>【製造業者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業者等において、製品設計段階からRoHS規制をクリアした部品だけを選択する仕組みを構築し、部品材料の納入段階からRoHS規制6物質の排除を行うなど、有害物質の使用量低減に努めている。</li> </ul>	—

## 4. 対象品目について

平成26年報告書の記載	工程表に示された工程(平成27年度) 平成27年度実施状況	工程表に示された工程(平成28～30年度) 平成28年度実施状況	関連資料
<p>これらの品目については、いずれも平成25年4月に施行された使用済電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)の対象品目となっており、まずは同法の下で回収を促進していくべきであるが、市町村において処理が困難となっているとの指摘があることから、出荷台数や配達率の状況、市町村における処理状況、同法の施行状況を把握し、今後とも国は家電リサイクル法の対象品目の追加について検討を行っていくべきである。</p>	<p><b>経済産業省・環境省</b>は、小型家電リサイクル法の施行状況や市町村における処理状況について把握し、<b>対象品目の追加について検討</b></p> <p>【国】 ・小型家電リサイクル法の施行状況や市町村における処理の状況を確認</p>		—

## 5. リサイクル費用の回収方式について

平成26年報告書の記載	工程表に示された工程(平成27年度) 平成27年度実施状況	工程表に示された工程(平成28～30年度) 平成28年度実施状況	関連資料
<p>国においては、引き続き、諸外国の事例の情報収集等に努め、購入時負担方式を採用した場合の効果やそれぞれの方式における論点・課題等について、今後とも検討を行うべきである。</p>	<p><b>経済産業省・環境省</b>は、海外事例の情報収集に努め、購入時負担方式を採用した場合の<b>論点・課題等について検討</b></p> <p>【国】 ・諸外国の事情について、既存の調査研究やウェブサイト等を通じた情報収集を実施</p>		—

## (参考) リサイクル原料の混入状況に関する規制

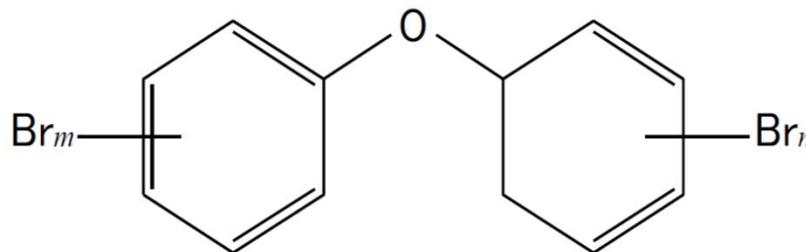
### ○ POPs廃棄物適正処理推進に関する検討委員会での検討

⇒ 残留性汚染有機物質に関するストックホルム条約の規制対象物質であるPOPsを含有する廃棄物(以下「POPs廃棄物」という。)について、環境省では、その一層の適正処理の推進のため、昨年9月より、「POPs廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」(座長:酒井伸一 京都大学教授)を開催して、POPs廃棄物処理の制度的なあり方について検討を開始。同検討委員会では、POPsのうちリサイクル原料に含まれる臭素系難燃剤※についても、関係業界団体へのヒアリング等を行いつつ、適正な管理方策について検討中。

#### (※) 臭素系難燃剤

プラスチック等の可燃性の素材に添加される臭素を含む難燃剤。

たとえば、POP-BDEs、DeBDEについては、過去、電気・電子機器等の一部に添加されていた。



POP-BDEs:  $m+n = 4 \sim 7$

decaBDE :  $m+n = 10$